

第9条 監事は各々理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。
(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第11条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決により実施する。

2. この規程の変更は、平成6年3月30日第5回理事会の議決により平成6年4月1日より実施する。
3. この規程の変更は、平成8年3月25日第6回理事会の議決により平成8年4月1日より実施する。
4. この規程の変更は、平成12年4月3日第1回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顕彰規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第7条第9号の規定するところにより定める。

(組合員の顕彰)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）は組合員が次の各号の1に該当するとき、理事会の議を経て理事長がこれを顕彰することができる。

- 1) 組合員の模範とするにたる行為のあつた者
- 2) 美容業について有益な改良考案又は発明などをした者
- 3) 美容業について有益となる重大な献策報告等をした者
- 4) 永年美容所開設者であつて業界に功労があり、かつ他の組合員の模範となる者
- 5) その他、理事会において顕彰するにたると認めた者

(組合員の使用従業員の表彰)

第3条 組合は組合員の使用する従業員が次の各号の1に該当するときは、当該組合員の推

薦により、理事会の議を経て、理事長がこれを表彰することができる。

- 1) 永年（5年、10年、15年、20年以上）勤続者（家族従業員含む）であつて他の従業員の模範とすべき者
- 2) 美容業について有益な改良考案または発明などをした者
- 3) その他理事会において表彰するにたると認めた者

(表彰の申請)

第4条 第2条、第3条の規定により顕彰又は表彰される者の内、特に理事会において必要と認めた者は、厚生労働大臣、全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長、三重県知事に表彰方を申請することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第6条 この規程の実施は昭和45年5月20日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は昭和50年5月7日第1回理事会の議決により、昭和50年6月1日よりこれを実施する。
3. この規程の変更は平成12年1月17日第4回理事会の議決により実施する。
4. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成16年度、第2回理事会の議決により実施する。

◎旅費支給規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）の役員が、理事長の命により、組合の業務のため出張するときは、本規程により旅費等を支給する。

(旅費の計算)

第3条 役員の旅費計算は以下のとおりとする。

1. 県内においては、出発地から目的地までの最寄りの鉄道駅間の最短順路による普

通運賃（往復）を支給する。但し、その距離が100kmを超える場合は特別運賃を加算する。

2. 県外への旅費は、出発地の最寄りの鉄道駅から目的地までの最短順路の実費（往復）を支給する。

（出張中の事故）

第4条 出張者は、出張中事故ありたるときは直ちに理事長に報告し、その指示に従うものとする。

（出張中の通信費）

第5条 出張中の用務のために要した通信費は、その請求により理事長が認めたとき実費支給する。

（宿泊料と日当）

第6条 役員の出張宿泊料日当は次のとおりとする。但し、宿泊料は15,000円を限度とし、その実費を支給する。又日当（半日当）は用務地に滞在した日数のみとする。

内 訳	県 外	県 内
宿泊料	15,000円	15,000円
日 当	5,000円	5,000円
半日当		3,000円

※半日当は午前又は午後、2時間程度以内の業務の場合に支給する。

2. 総代及び組合員は役員に準ずる。

（規程の変更）

第7条 この規定を変更しようとするときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経て、総代会で承認を求める。

（規程の実施）

第8条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程は昭和46年5月26日第9回通常総代会の議決により、昭和46年4月1日より実施する。

3. この規程は昭和47年5月17日第10回通常総会の議決により、昭和47年4月1日より実施する。

4. この規程は昭和48年5月23日第11回通常総代会の議決により、昭和48年4月1日より実施する。

5. この規程は昭和49年5月22日第12回通常総会の議決により、昭和49年4月1日より実施する。

6. この規程は昭和50年5月21日第13回通常総代会の議決により、昭和50年4月1日より実施する。

7. この規程は昭和51年5月19日第14回通常総会の議決により、昭和51年4月1日より実施する。

8. この規程は昭和52年5月18日第15回通常総代会の議決により、昭和52年4月1日より実施する。

9. この規程は昭和55年5月21日18回通常総会の議決により、昭和55年4月1日より実施する。

10. この規程は昭和56年5月20日第19回通常総代会の議決により、昭和56年4月1日より実施する。

11. この規程は昭和60年5月22日第23回通常総代会の議決により、昭和60年4月1日より実施する。

12. この規程は昭和62年5月27日第25回通常総代会の議決により、昭和62年4月1日より実施する。

13. この規程は平成2年5月23日第28回通常総会の議決により、平成2年4月1日より実施する。

14. この規程は平成9年5月26日第35回通常総代会の議決により、平成9年4月1日より実施する。

15. この規程は平成14年5月20日第40回通常総代会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顧問・相談役及び職員規程

（規程の準拠）

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第52条及び第53条の運用につき、定款第74条の規定により定める。

（顧問・相談役）

第2条 顧問・相談役の委嘱は理事長が委嘱状を交付して行い、その委嘱期間については定款第58条の規定を準用する。

（職 員）